

2012年3月28日

株式会社サンクチュアリ
代表取締役社長 伊藤孝之 様

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

理事長 榎 彰 德



【連絡先（事務局）】担当：西島

〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目

1-1 天満橋千代田ビル

TEL 06-6945-0729 FAX 06-6945-0730

メールアドレス info@kc-s.or.jp

ホームページ <http://www.kc-s.or.jp/>

要請活動終了通知

当団体は、貴社に対し、「スーパー成功者育成講座」受講契約書（以下、「受講契約書」といいます。）について、2011年12月26日付で「質問書」を送付し、これに対する回答として、貴社より、2012年1月27日付「質問書に対するご回答」（以下、「回答書」といいます）を受領しました。

回答書において、貴社は、受講契約書を変更した際に、変更箇所等につき各会員への周知方法を適切に行ない、誠実に対応されている旨述べられていますが、平成23年4月1日付受講契約書（以下、「4月変更契約」といいます。）及び同8月21日付受講契約書（以下、「8月変更契約」といいます。）について、口頭で周知された時期が変更時から何日後なのかを明確に回答いただいておりません。（なお、「回答書」第2 2 (1) 4月変更契約のメールによる周知時期が、平成23

年2月28日とありますが、同年4月28日もしくは他の日の記載間違いでしょうか。）また、メールによる周知された時期が、8月変更契約においては、変更後5カ月以上経過した後、しかも当団体からの質問書送付後であることは遅きに失します。

さらに、当団体は、メールによる周知は、誤送信の場合の個人情報漏洩の問題や送信不到達の可能性もあり好ましいものではなく、郵送による周知が望ましいと考えております。

当団体は、これまでの回答並びに今回の回答書を精査いたしましたが、貴社と当団体との間で認識に齟齬がある現状等に鑑み、貴社が当団体からの要請に対して適切な対応をされる可能性は少ないと判断し、当団体は、一旦、貴社に対する要請活動を終了することとしました。

但し、当団体は、本要請の終了によって、貴社の見解をすべて承認したものではありません。今後、新たに、貴社の利用規約等に関する苦情等があれば、別途対応させていただく場合があることを念のため付言いたします。

以上